

1. はじめに

①児童福祉法の改正、②DV防止法改正、③女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）の制定と、④離婚後の養育「共同親権」導入へ民法など改正案が閣議決定されました。今後関係保冷の改正の趣旨を理解し対応した支援の構築が求められています。

① **児童福祉法の改正**では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が示されました。

② **DV防止法の改正**では、これまで身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象とされていた、保護命令の強化や生活再建支援等の充実に向けての改正が行われました。

- ・接近禁止命令等について、自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大
- ・命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の創設、保護命令違反に関する罰則の加重。
- ・被害者の自立支援及び多機関連携の促進、国が定める基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化等の措置を講ずる。

③ **女性支援新法**（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）は、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっている。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築する。

■目的・基本理念「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定

※売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的であった。

■国・地方公共団体の責務 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■国の「基本方針」※厚生労働大臣告示（困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等）

■都道府県基本計画等 施策の実施内容 女性相談支援センター（旧名：婦人相談所）、女性相談支援員（旧名：婦人相談員）、女性自立支援施設（旧名：婦人保護施設）、**民間との民間団体との「協働」による支援**

■支援対象者の意向を勘案 訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援、官民連携とアウトリーチによるきめ細やかな支援

④ **共同親権**では、離婚すると父母のどちらかが「親権者」になる「単独親権」から、父母の同意か裁判所の判断があった場合には「共同親権」を認めるように改正されます。

・DV被害者等については、共同親権は適用しないとされていますが、離婚時の駆け引き条件として悪用される懸念。そもそも離婚世帯の80%が相手との関係悪化による離婚であり、上手く共同で親権を行う事が出来るか懸念される。

2. 重点計画事項

① はじめにに記載した、関係法令の改正の趣旨を理解し対応した支援の構築

② 各事業所において安全計画及び事業継続計画（BCP）の実施

③ 野菊荘の一階共用部分と廊下階段の改修工事に向けて設計事務所を選定し準備を進める

④ DV 被害者インクルーシブ・ケアシステムの確立

母子生活支援施設「野菊荘」の機能をフル活用しDV被害者支援において、京都市DV相談支援センターの相談支援、シェルターみやこ、ステップハウスみやこの保護、野菊荘の中長期支援、こもれびの地、山ノ内児童館、常磐野児童館、ひだまり・ホット・みやこの地域の子育て支援との連携による総合的包括的支援体制を構築し、インクルーシブ・ケアシステムの構築に取り組む。

⑤ 地域広域活動の充実：

野菊荘に「ひとり親家庭サポートセンターこもれび」を設け、地域のひとり親支援の拠点として様々な事業を実施している野菊荘が地域のひとり親サポートセンターとして機能するに当たり、児童館との協力体制の強化を図り、施設と地域の垣根をなくす取り組みを推進する。

⑥ 地域子育て支援事業の連携強化：

地域の子育て支援事業として「山ノ内児童館」「常磐野児童館」を指定管理受託し、また京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業「ひだまり・ホット・みやこ」の運営委託を受けている。それぞれの地域との連携を大切にすると共に、相互に事業協力や人事交流を行い、地域子育て支援サービスの充実を図る。

⑦ 法人事業所間の連携強化：

各事業に対する相互理解を深め、連携協力することを目的として、毎月各施設責任者が集まる法人報告会では、利用者の状況や事業計画と報告、事故や苦情報告、コンプライアンス委員会としても機能させ、法人内職員の意識向上や専門性の向上に努める。

⑧ 第三者評価への取組：

法人の透明性を確保すると共に、各施設の業務改善を図るため、各施設が定期的な第三者評価受診に取り組むと共に、法人外部監査を実施する。

⑨ 外部監査への取組：

監査法人による外部監査を実施し、法人と施設運営の透明性の確保に努める。

⑩ 人材確保への取組：

福祉現場において人材の確保が難しくなっている。各事業所において就労環境の改善に取り組むとともに、研修等の充実による専門性の向上を図り職員の離職防止に努める。また、インターンシップやボランティア・非常勤採用から正式採用への移行などにより、人材の確保に取り組む。

3. 法人の使命

この社会福祉法人は、福祉サービスを必要とする者が、心身とともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に、提供されるように援助することを目的として、その使命の達成に邁進する。

4. 基本方針

- ・人権侵害や権利侵害の無い社会づくりを目指します。
- ・すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切にする社会づくりを目指します。
- ・出産・子育て・就労の希望がかなう社会づくりを目指します。
- ・仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会づくりを目指します。

5. 中長期計画

国を挙げて少子化対策に取り組む方向性が示され、関連法案の整備が行われこども家庭庁が設置された。今後5年程度は国の動向を見据え、インケアの充実を図ると共に家庭支援、地域共生の実現に向けた取り組み

強化を図る。

野菊荘は築 50 年を超えた。これまで耐震工事を含む改修工事を行ってきており、建物はしっかりと機能しているが、近年の生活形態に対するニーズに対応出来にくくなってきている。2～3 年以内を目標に、近年の利用ニーズに対応した施設へのリニューアルを検討する。

少子高齢化の影響により、人材確保が厳しい状況にあり今後も厳しい状況が続くと予想される。魅力ある施設づくりと働きやすい職場を目指して各施設が連携し、実習生の受け入れとメニューの充実による魅力の発信を図ると共に、キャリアパス体制の整備と人事考課の導入を目指して関係機関（児童館連盟・改善委員会）との調整を図っていく。

6. 宏量福祉会の今後

国が目指す地域共生社会の実現に向けて、I 地域共生社会の理念、II 福祉政策の新たなアプローチ、III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方を踏まえ、地域福祉の拠点として総合的包括的支援体制と、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

I 地域共生社会の理念 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ ○ 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。○ 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。○ 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方 1 事業の枠組み等 ○ 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。○ 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。○ 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。○ 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。○ 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

I. 野菊荘

1. はじめに

①**児童福祉法の改正**、②**DV防止法改正**、③**女性支援新法**（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
④**共同親権**が制定され2024年度は母子生活支援施設を取り巻く状況が大きく変化します。

①児童福祉法の改正では社会的養護施設の入所に際しては、子どもの意見表を聞き年齢に応じて尊重する事が義務化されます。母子生活支援施設は母親の申し出による保護のため義務化はされていませんが、子どもの意見を聞き尊重する取り組みが求められます。また、はぐくみ室（福祉事務所）の機能強化が求められており、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成することが求められており、サポートプランで活用できる支援メニューの創設が施設の責務となってきた。②DV防止法改正では、保護命令要件が身体的暴力から心身に重大な影響を与えるものに拡大されと共に、③女性支援新法で明記されたニーズに応じた一時保護の実施が求められており、京都市は女性支援センター（仮称）の設置とシェルターとステップハウスの充実を計画されており、協力して実施に向けて取り組んでいく事が求められている。④共同親権はDV被害者など、相手との関係悪化によって離婚を考える人にとっては、離婚の駆け引きに使われたり、離婚後も共同親権により関係が整理できず、しんどい状況が継続することが危惧される。今後の動向を見守り弁護士等と協力して対応を検討していく必要がある。

京都市では2024(令和6)年度より①**障害児等受入体制等強化事業**と②**親子支援事業**が創設される。①害児等受入体制等強化事業では、施設に受け入れている障害児の人数に応じて常勤または非常勤職員を配置した場合に一定費用が支弁される。②親子支援事業では特定妊婦の保護や地域の要保護世帯や要支援世帯に支援を行った場合日額（常勤 19000 円 非常勤 9500 円）が支給される事になった。職員配置の充実を図り制度を活用出来る体制を整え、地域支援や特定妊婦の受入に取り組んで行く必要がある。

山ノ内保育園の土地を購入し、土地問題が一定安定したことから、**野菊荘の内装リニューアル工事**に取り組む準備を進める。2024年度には設計事務所を選定し改修設計をお願いし2025年度以降の工事に向けて準備を進める計画である。

2. 重点計画事項

①**野菊荘の内装リニューアル工事**（共用部分、一階各室と1階～4階廊下）のリニューアル工事準備を始める。設計事務所の選定を行い、各共用部分のレイアウトや内装についての検討を始める。

②令和6年4月1日からは義務化される**安全計画の履行**に取り組む。

③事業継続計画（BCP）令和6年4月1日には義務化されるため**事業継続計画（BCP）の履行**に取り組む。

④お楽しみマーケット（バザー）に変わる退所者が集える機会として昨年より取り組みを始めた「のぎくのつどい」の定着を図る。

⑤令和4年度より配置された**自立担当職員**によるアフターケアの充実とともに、2024年度より実施される**障害児等受入体制等強化事業**による障害児支援の充実と、同じく2024年度から実施される**親子支援事業**による地域の要保護児童対策地域協議会（要保護・要支援）ケースへの支援と特定妊婦の受入支援の充実を図る。

⑥職員能力を活用した支援力強化の取り組みとして、野菊荘に**委員会**を立ち上げて委員会毎にもうけたテーマに沿って検討を実施する。2024年度は(1)リスクマネジメント委員会、(2)意見表明権委員会、(3)SNS活用検討委員会を立ち上げる。

⑦DVや暴力を用いない養育、性についてなど、母と子のそれぞれに対してまなびの機会（「アイトーク」）の提供に取り組み、更なる充実を目指す。

⑧野菊荘各種事業、(京都市DV相談支援センター・シェルターみやこ・ステップハウスにやこ・こもれび)との連携強化を図り、切れ目のない包括的支援体制の構築を図ると共に、山ノ内児童館・常磐野児童館・ひだまりホットみやこの連携に取り組む。

⑨インケアの充実のためには安定的な人材確保が望まれるが、採用難の状況が続いている。人材育成と魅力ある職場としてのPRに力を入れ、実習やボランティアの機会よりアルバイト採用も積極的に募り、人材確保に勤めると共に、定着を目指す。

3. 施設の使命(倫理綱領)

私たちは母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。そのために私たちは、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

- ①[基本理念] 私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。
- ②[パートナーシップ] 私たちは、母と子の願いや要望を受けとめ、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することを目指します。
- ③[自立支援] 私たちは、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。
- ④[人権侵害防止] 私たちは、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。
- ⑤[運営・資質の向上] 私たちは、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。
- ⑥[アフターケア] 私たちは、母と子の退所後をインケアからアフターケアをつなぐため、退所計画を作成し、アウトリーチするとともに、地域の社会資源を組み込んだネットワークによる切れ目のない支援を提供することをめざします。
- ⑦[地域協働] 私たちは、関係機関や団体とネットワーク形成を図りながら、資源の開発や創生による子育て支援地域づくりを進め、ひとり親家庭のニーズに合わせた展開をすることをめざします。

4. 基本理念・基本方針・支援方法

○基本理念

- ・ 子どもと母親を一人の人として尊重し、安全で安心できる母子の生活を支えます。
- ・ 子どもと母親の権利を擁護します。
- ・ 子どもと母親のニーズに対応する支援を提供します。

○基本方針

- ・ 職員・母親・子どもによる暴力を否定します。暴力をなくすよう努力します。
- ・ 子どもと母親のニーズや課題に対して、子どもと母親を主体とした支援を提供します。
- ・ 子どもと母親の気持ちに寄り添う支援を提供します。
- ・ 子どもと母親一人ひとりの自立のあり方をともに考え、その実現をめざして支援します。
- ・ 子どもが自由に考え、発言できる権利を大切にします。
- ・ 子どもと母親一人ひとりの意見を大切にします。
- ・ 家族の生活を重視した支援をします。
- ・ 社会や地域社会に貢献します。

○支援方法

- ・ 子どもと母親の話を、コミュニケーションスキルを用いて丁寧に聞き、ともに考えます。
- ・ 暴力を用いないコミュニケーションの重要性や方法を、子どもと母親に伝える支援をします。
- ・ コミュニケーションに関する専門的なスキルや様々なツールを用いて支援します。

- ・ ジェネラリストソーシャルワークの考え方をういて、子どもと母親が納得のいく自己決定ができるように支援します。
- ・ ジェネラリストソーシャルワークの考え方をういてアセスメントをし、自立に向けた支援計画を立て、それに沿った支援をします。
- ・ 職員は実践を常に振り返り、さらにＳＶや研修を通して支援の質を高めます。
- ・ 社会や地域社会にある様々な課題解決に貢献します。

5. 中長期事業計画

①方針

ひとり親家庭等への支援の拠点を目指し、ひとり親家庭サポートセンター「こもれび」を設け、その事業の実施と充実をはかる。長期戦略としてサテライト型の母子生活支援施設の設置をめざしていたが、2023年度に隣接する山ノ内保育園より土地を購入する運びとなった。今後は野菊荘を拠点としたこもれびの地域子育て家庭や妊産婦、退所者児への支援の充実を図る。

実施実績と計画

2022 年度 ステップハウスみやこ創設（専任スタッフ）
 2023 年度 退所児童自立担当職員の配置（専任スタッフ）
 2023 年度 土地購入と入口門工事 鉄部塗装工事
 2024 年度 親子支援事業と障害児等受入体制等強化事業受託
 2024 年度 京都市女性支援センター業務受託申請（予定）
 2024 年度 リニューアル工事設計
 2024 年度 第三者評価受診
 2025 年度 リニューアル工事
 2027 年度 建物診断・第三者評価受診
 2030 年度 建物診断・第三者評価受診
 2033 年度 建物診断（屋上防水・鉄部塗装・外壁塗装）・第三者評価受診

②職員の資質向上

更なる支援体制の充実をはかるため、加算職員確保について京都市に予算要望を行う。

職員の人材確保が社会的に困難さを増しており、職員の確保と定着を目的とした改善をはかり、京都市民間児童福祉施設改善委員会、京都市子ども家庭支援課との連携をはかりながら、職員給与等の改善に取り組み、職員確保と資質の向上をはかる。

質の高いマンパワー確保を目指し、施設外研修においてはキャリアアップ型研修を活用し、施設内研修においては変化する利用者ニーズに応じた支援のための研修として、グループスーパービジョンと個別スーパービジョンを実施する。他、コミュニケーションスキル研修、外部講師を招いての事例検討、保育の質の向上、妊産婦への支援の充実のため、ヘルシースタートプログラムを基盤としたスーパービジョンの活用等、研修体制の充実と人事考課を取り入れ、職員個々の意識向上を図る。

職員能力を活用した支援力強化の取り組みとして、中堅職員を中心とした**委員会**を立ち上げて、委員会毎にもうけたテーマに沿って検討を実施する。

6. 事業実施計画

① 機能

当施設は児童福祉に重点を置いた施設で、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支援します。

戦中・戦後は戦災によって遺された母子が入所し、戦後処理的援護施設として機能してきました。近年は、DV や児童虐待、母親が障害や心身に疾患を抱えるなどの理由で支援を必要とする母子家庭が増えて

います。そのため、母子生活支援施設は親子が安心し、安定して生活ができる環境を保障し、入所する際に抱えていた問題を解決するとともに、経済の安定・生活の安定・養育の安定を目指して支援を行います。職員は、利用者とともに自立支援計画を作成し、母親に対する自立支援・子どもに対する自立支援・家族に対する自立支援を行います。

②自立支援計画

- 1) 事業自立支援計画の作成と活用
- 2) 個別自立支援計画の作成と活用
- 3) 子ども相談室の活用
- 4) 職員会議・連絡会の定期開催
- 5) ピアケースカンファレンスの実施
- 6) 母子支援員・児童支援員のグループスーパービジョンの実施
- 7) 新任職員等の個別スーパービジョンの実施
- 8) 危機対応（火災・地震・事件・事故）の強化
- 9) 業務マニュアル・危機対応マニュアルの見直し

③ 母子の自立支援

- 1) 支援目標に沿った支援の実施と、自立世帯の退所準備
- 2) 各家庭の生活問題解決と生活基盤強化の支援
- 3) 各家庭への就労援助による経済的自立促進
(就労斡旋、各種技能習得訓練への支援)
- 4) 各家庭の育児・子育ての支援
- 5) 退所世帯訪問、相談と支援体制強化によるアフターケアの強化
(野菊会、機関紙発行)
- 6) 乳幼児保育（病後児保育、補完保育、リフレッシュ保育）
- 7) ケース会議（関係専門機関を交えての処遇会議）

④ 母子のグループ活動

- 1) 学童保育並びに間食指導（児童館との連携強化）
- 2) 母親自治会の組織運営
(自治会、母の会、町内会・母子寡婦福祉会など他団体との交流)
- 3) 学童の生活・学習支援（個別学習指導による基礎学力の強化）
- 4) 個別対応の強化
- 5) 子ども自治会の組織運営
- 6) 各種リ克雷ーションの実施
- 7) 保健衛生（健康診断、予防注射、美化、清掃）
- 8) 心理専門員による心理的ケア
(カウンセリング・箱庭・プレイセラピー)
- 9) 防火並びに地震対策訓練（定期的防火、避難訓練、消防署の出張指導）
- 10) ボランティア活動の受け入れとその育成
- 11) 機関誌（あゆみ、母の日文集）の発行

⑤ 実習生・ボランティア活動の受け入れとその調整

⑥ 地域の学校教育等への協力、教師等への見学対応

⑦ 職員状況（4月当初）

施設長 1名

事務員 1名 統括主任 1名 主任地域支援員 1名 地域支援員 1名

主任母子支援員 1名 母子支援員 6名 主任児童支援員 1名 児童支援員 5名

児童支援員（心理担当） 1名 主任相談員 1名 相談員 5名

相談員（非常勤） 2名 心理療法専門員（非常勤） 2名

管理宿直員（非常勤） 2名 清掃員（非常勤） 1名 嘱託医 1名

⑧ 拡張事業

1) 京都市配偶者暴力相談支援センターの受託運営（別途詳細を記載）

2) 一時保護事業 「シェルターみやこ」の運営（別途詳細を記載）

- ・京都市福祉事務所からの一時保護
- ・京都府家庭支援総合センターからの一時保護
- ・京都市DV相談支援センターからの一時保護
- ・犯罪被害者支援センターからの一時保護
- ・児童相談所からの一時保護
- ・その他必要に応じた一時保護

3) 「ステップハウスみやこ」の運営

4) ひとり親家庭サポートセンター「こもれび」（別途詳細を記載）

5) ショートステイ・トワイライトステイ事業

Ⅱ. シェルターみやこ・ステップハウスみやこ 事業計画書

1. はじめに

シェルターみやこは、平成17年4月に宏量福祉会野菊荘が地域のアパートを2室借り、京都市内唯一の民間シェルターとして開設した。京都市は平成21年度に「京都市DV基本計画」の見直しを行い、平成23年度に京都市ドメスティックバイオレンス相談支援センターを設置し、DV被害者の相談援助体制を充実させることとなった。これに伴い、緊急一時保護のニーズも増加すると考えられ、平成23年度より緊急一時保護室を一室増室し3室体制での運営となった。

令和3年度には、内閣府の配偶者暴力被害者等支援補助金事業に京都市共生社会推進室と連携しインクルーシブケアシステムを作成して申請し認可を受けた。これにより専任職員の配置と弁護士3名、YWCA-APT（外国籍サポート）とのスーパーバイズ契約、9月よりステップハウスみやこ（3室）を新たに立ち上げて事業実施してきた。令和5年度より本事業が内閣府のパイロット事業から都道府県事業となり京都市の財政難より事業補助金が1000万円から800万円に減額となったため、ステップハウスを3室から2室に減らし、一部事業はこもれびの地域支援事業として実施する事になった。

令和6年度からは、これまでの実績や女性新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）に対応した受け入れのため2室増室し、シェルター、ステップハウス7室として実施していく見込みである。

本事業の実施にあたっては、京都府、京都市との連携を元に、令和6年4月より施行される女性新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）に対応した受け入れと支援体制を構築していく必要があり、今後の動きに注意を払いながら事業の展開を行う。

2. 使命

社会福祉法人宏量福祉会では昭和56年の野菊荘全面改築時に全国で初めて緊急一時保護室を設け、先駆的にDV被害者の保護に取り組んできた。DV防止法の施行以降は従来の京都市との一時保護委託契約と京都府家庭支援総合センターとの一時保護委託契約を結び、一時保護を受託してきた。また、平成23年10月には京都市DV相談支援センターが開所し、京都市DV相談支援センターからの一時保護も受託した。平成23年4月1日に京都市で施行された「京都市犯罪被害者等支援条例」の規定する犯罪被害者等の受け入れの体制も整えた。新たに開設したステップハウスみやこでは、これまで単身の女性を中長期的に保護の出来る施設がなかったため、新たなニーズへの対応が出来るようになった。

保護されるDV被害母子の多くは、肉体的にも精神的にも傷つき、ぼろぼろの状態、明日の生活のめどもなく暴力から逃げ出してくる人も多く、まずは安全に安心して寝起きできる空間を保障し、自分自身を取り戻し、自立生活のための準備期間を提供するとともに、そのために必要な支援を行うことを使命と考える。

3. 基本方針

「シェルターみやこ・ステップハウスみやこ」は社会福祉法人宏量福祉会が運営する野菊荘の一時保護事業として実施し、その運営に当たっては、京都府健康福祉部家庭支援課、京都府家庭支援総合センター、京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当、京都市DV相談支援センター、京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課、児童相談所、及び国際ソロプチミスト 京都-みやこわかば等の京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議参加団体との連携を図り、広く意見を聞きながら、その支援内容の充実を図ると共に、DV被害者の総合的包括的支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）の構築を目指す。

また、インクルーシブ・ケアシステム構築のための支援体制作りを目指して、職員研修、スーパービジョン、スキルアップトレーニングを実施すると共に、DVセンター相談員や母子生活支援施設職員、京都府家庭支援総合センター、ウイングス京都、YWCA-APT、ウイメンズカウンセリング京都などの関係機関との連携強化と支援ネットワークの構築を目指す。

4. 重点計画事項

- ① 社会ニーズの多様化と共に、シェルターの利用者は、DV被害等の母子のみならず、妊婦、男性DV被害者、アレルギーや様々な疾患など多様化している。京都市唯一の民間シェルターとして制度の狭間を埋める受け入れが求められており、多様化したニーズに対応するための支援体制の整備強化を図りインクルーシブ・ケアシステムの実現を目指す。
- ② シェルターみやこは、京都市民間緊急一時保護施設補助金、京都府民間シェルター運営事業費補助金・配偶者暴力被害者等支援補助金等の補助金と委託元からの委託費とソロプチミスト京都-みやこわかば等の寄付金、利用料による安定運営を目指す。
- ③ ステップハウスみやこは、女性新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）に対応した運営を目指し、野菊荘と協力して特定妊婦や支援が必要な女性の保護に務める。

5. 中長期事業計画

シェルターみやこは京都府、京都市からの補助金と、委託費を活用して運営を行っているが、大変厳しい経営状況であり、寄付金や法人からの支援により維持運営しており、人件費についてはそのほとんどが野菊荘職員の持出労働で支援している現状が続いている。今後も長期的に安定した運営を行っていく上では、安定した運営資金の確保策を検討していく必要がある。

京都市内唯一のシェルター・ステップハウスとして、民営の特性を活かした柔軟性で丁寧な受入と支援の提供を目指す。

6. 運営費の確保

- (1) 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 の申請

- (2) 京都市民間緊急一時保護施設補助金の申請
- (3) 京都府民間シェルター運営事業費補助金の申請
- (4) 国際ソロプチミスト 京都ーみやこわかば 様に資金協力をお願いし協力を得るとともに、野菊荘後援会において寄付の募集を行う
- (5) 京都府家庭支援総合センターとのDV被害者一時保護委託契約を継続受託しその受託収入を得る
- (6) 京都市DV相談支援センターからの依頼に応じて、保護を行い、係る経費について京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金の申請を行う
- (7) 京都市緊急一時保護委託契約を継続受託しその受託収入を得る
- (8) 京都市民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業による一時保護を受託し、その受託収入を得る
- (9) 京都市と連携して配偶者暴力被害者等支援補助金申請を行い、インクルーシブ・ケアシステムの実施に取り組む

7. 事業計画

- (1) 自立支援計画
 - 1) DV被害に対する対応
(京都府家庭支援総合センター、京都市DV相談支援センター、警察、児童相談所等との連携)
 - 2) 弁護士相談の活用
 - 3) カウンセリングの活用 (子ども相談室)
 - 4) 危機対応の強化 (防犯ビデオ、防犯用携帯電話)
 - 5) 各種民間団体との連携 (国際ソロプチミスト 京都ーみやこわかば、ウイングス京都、ウイメンズカウンセリング京都、YWCA-APT等)
- (2) 母子の自立支援
 - 1) 自立目標に向かった生活と退所準備
 - 2) 各家庭の生活問題解決と生活基盤強化の支援
 - 3) 必要家庭への就労援助による経済的自立促進
 - 4) 各家庭の育児・子育ての自立支援
 - 5) 退所世帯との連絡とアフターケア
 - 6) 野菊荘乳幼児保育の活用
 - 7) 野菊荘学童保育の活用
- (3) 支援職員の資質の向上
 - 1) 各種研修会に派遣、施設内研修を行う。
 - 2) 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業の活用
 - 3) スーパービジョンの実施
- (4) 施設の充実
 - 1) 24時間受け入れ体制の維持
 - 2) 安全体制の確保
 - 3) 生活備品の整備
 - 4) 衛生的環境の維持

8. その他

- (1) 保険等

社会福祉法人宏量福祉会が加入する賠償責任保険及び傷害見舞金保障制度にその床面積分を加算して保険加入する。

(2) 運用と利用

- 1) 運用については、「みやこ運用の手引き」による。
- 2) 利用者に対しては利用案内を配布説明する。

III. こもれび（ひとり親家庭サポートセンター）

1. はじめに

こもれびは、地域で生活しておられるひとり親家庭等を対象とした相談支援の窓口として、2016年4月に開設した。ひとり親家庭では、子育てに家事に大変な現状があり、生活や子育ての悩みなど、こもれびのコンシェルジュが地域の身近にいる相談相手として話を聞き、必要な支援やサポートについて相談を行っている。

2022年度より**自立支援担当職員**（リービングケア・アフターケア）が配置され、これまで増員配置していた職員の人件費が支弁されるようになった。2024年度からは**親子支援事業**がスタートし、地域の要保護児童対策地域協議会ケース（要保護・要支援）と特定妊婦の保護、支援については、日額費用が支給されることになった。

今後もそれぞれの家庭がより自分たちらしく生活しやすくなるよう、それぞれの家庭に自立支援計画を立て、支援を明確に実施していくとともに、サポートの充実と地域の団体や関係機関とのつながりを強め、協力し、子育てしやすい地域づくりを目指す。

2. 重点計画事項

- 1 親子支援事業を受託し、地域の要支援、要保護家庭へのサポートを行う予算の確保に至った。これまでのこもれび登録世帯への相談、支援に加え、地域の支援を必要とされる子育て家庭への支援の充実を図るため、関係機関との連携、施設の受け入れ態勢、内容について整備していく。
- 2 京都市短期利用事業について、ひとり親に限らず、子育てのサポートを必要とする家庭の相談が増えている。親子支援事業と合わせ、支援の枠の構築を目指していく。

3. コンシェルジュとの相談

面接や電話相談以外に、メールでの相談、連絡、情報提供を行っている。就業されている保護者にとって、時間を気にせずやり取りできる方法で、相談の機会の確保、情報を得る機会となっている。また、食材提供等の取り組みの利用を通して、利用者児と交流を図り、ゆるやかに関係構築を深めている。

自立され、力のある家庭も多く、状況や思いが整理でき、本来持っておられる力が十分に発揮できるよう、サポートすることが大切であり、アセスメントを基に、家庭ごと、利用者・児ごとに適切に関わる支援を行う。

4. 食品提供

2015年秋ごろより、支援団体、企業、農家の方などから、施設の支援の内容に理解をいただき、定期的、または不定期に食材を提供していただいている。食材の提供はひとり親家庭への経済的負担の軽減になり、利用に価値を置かれる方は多く、また気軽に利用しやすい取り組みとなっている。

受け取りは原則施設に来所してもらうよう案内しているため、利用者と顔を合わせる機会となっており、利用の様子から世帯の状況が把握され、支援につながることもある。

支援団体等、食材を提供して下さる方々へ、施設の支援について理解を求め、食材を提供していただく必要性や利用者の声を届け、双方にとって良い形で利用でき、提供が継続されるよう調整することが必要である。

5. 中学生・高校生への取り組み

思春期の子どもたちの年齢にあった取り組みとして、週に一回学習会、週に4回ワライバ（居場所づくり）、月に一回タノシメシ（子ども食堂）を実施している。

学習会では現在のところほぼマンツーマンに近い形で学生ボランティアが付き添い、子ども一人ひとりの思いや学習の理解に合わせて進めている。今後も、子どもたちが安全に、安心して学習会に参加できるよう、家庭の事情や、配慮すべき特徴について、協力してくれている学生にも丁寧に説明を行い、子どもの学習意欲の向上と人と関わる力をつけていく場としての提供を目指す。地域の子の参加が増し、また参加も定着しているため、今後も良い学習環境を提供し続けていく。

ワライバは、参加児は定着しているが、地域の子どもの著しい増加はない。今後地域の状況と共に、子どもたちが何を求めているか把握に努め、あり方について柔軟に検討していく。

タノシメシは、参加する子どもの人数は微増し、参加する子どもが定着している。今後も子どもの希望を取り入れながら、他者とのよりよい交流の場の提供を継続する。

6. 小学3～6年生への取り組み

小学4～6年生への子どもたちへ学童保育、小学3～6年の子どもたちへ学習会の取り組みを実施している。

今後も、地域の学童保育になじめない子や、個別の対応が必要な子どもに配慮し、学童保育で過ごす中で生活習慣を身につけ、外出や季節行事の取り組みに伴い子どもの力を養っていく場の提供を目指す。

学習会は、自主学習の定着を目的に保護者が希望し、少しずつ参加児が増えている。上記中高生の学習会と同様、今後もそれぞれの子に合わせた学習環境を提供し、子どもにも保護者にも安心して利用継続してもらえる機会として提供する。

7. 不登校児のサポート

不登校、ひきこもりの子どもの状況や保護者の思いを聞き、家庭訪問やこもれびの取り組みの案内、必要な機関の情報提供や相談を行っている。

ひとり親家庭のなかで、保護者が一人で抱え込み、疲弊しやすく、当たり前の生活さえも困難になることや、地域の中で孤立し、適切にサポートを受けられなくなる現状がある。今後も、子ども、保護者に寄り添い、それぞれの主体性を尊重し、地域の関係機関、団体とつながりが構築できるよう介入する支援を目指す。

8. ショートステイ・トワイライトステイ

子を一時的に安全に預かる支援は、保護者と子の時々状況により必要となる。取り組みの提供だけに終わらず、生活背景にも目を向け、家庭全体を支えていけるよう支援していく。

9. 乳幼児さん、妊婦さんへのサポート

妊娠婦の時期より、出産にむけて準備等し、スムーズに育児を開始できるよう、サポートを行う。ひとり親家庭で、すでにきょうだいがいる場合は、保護者も家事育児、体調管理など負担が大きい場合もある。世帯の状況をよくアセスメントし、こもれびの支援、地域の情報やネットワークを柔軟に活用し、妊娠婦が孤立せず、安心して出産に臨み、育児を楽しめるよう支援を行う。また、NPO法人O'hanaとの連携を図り、必要に応じて子育て支援プログラムを実施し、産前産後の家庭へ支援を行う。

10. おかわり食堂

地域の小学生を対象に、毎月第3土曜日に、昼食提供として「おかわり食堂」を2021年10月より開始した。参加する児童数が想定より多く、また次第に増えている現状に、地域の子どもたちのニーズを実感している。学区小学校には全生徒に案内を配布していただいたり、民生児童委員さん、アルバイトさん、ボランティアさんの協力、同法人山ノ内児童館職員との連携のもと、継続実施できている。地域のこどもたちの状況やニーズを知り、地域とともにこどもたちを見守っていける取り組みとする。

	こもれびの取り組みの曜日						
		月	火	水	木	金	土
中学生・高校生	①学習会			19:00～ 20:30			
	②ワライバ	16:00～19:00			16:00～19:00		
	③タノシメシ						18:00～ 20:00 ○毎月第1土曜のみ
小学3年 ～6年生	④学習会			18:00～ 19:00			
	⑤学童保育	下校後～17:00 (長期休みの時は10:30～始まります。)					10:30～ 16:30

IV 京都市ドメスティックバイオレンス相談支援センター

1. はじめに

平成21年度に「京都市DV基本計画」に、京都市ドメスティックバイオレンス相談支援センター(以下、センター)設置計画が盛り込まれ、平成23年4月より宏量福祉会が運営委託を受けることになり、平成23年10月3日にセンターを開所した。本事業の実施にあたっては、京都市、京都府との連携を大切に、ニーズに応じた支援を提供していくことが求められている。法人としては、野菊荘、シェルターみやこ、ステップハウスみやこ、こもれびと連携を図り、重層的なDV被害者支援の展開を目指す。

本事業は当法人が掲げる基本的使命に基づき、DV被害者の思いを丁寧に受け止め、心身の回復や、住宅確保、就業等自立した生活に向け、地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されることを目的として支援を行い、その使命の達成に邁進する。

2. 使命

センターに於いては、被害者の問題について、電話相談、面接相談、関係機関等との連携を行い、必要な場合は同行支援や訪問相談を行う。一時保護が必要な被害者に対しては、京都府家庭支援総合センターや、必要な場合にはシェルターみやこと連携して対応する。DV被害者の多くは、身体的にも精神的にも傷つき、明日の生活のめどもなく暴力から逃げ出してくる人も多くいる。センターでは、安全に安心して相談できる環境を整え、被害者が自分らしさを取り戻し、自立した生活を送るために必要な支援を行うことを使命と考える。

3. 基本理念

- ①いかなる暴力も認めません。
- ②DV被害者とその子どもの生命の安全と権利を守ることを最優先します。
- ③DV被害者とその子どもが安心して自分らしく自立した生活がおくれることを目指します。

4. 基本方針

- ①DV被害者とその子どもに対する暴力の危険度と緊急性を見極めて、安全の確保に努めます。
- ②DV被害者とその子どもの意思や意向を尊重します。
- ③DVの正しい理解をひろめ、暴力の根絶に向けた啓発を行います。
- ④関係機関との連携・協働の中で支援を展開し当センターの役割を果たします。

5. 支援方法

- ①DV被害者とその子どもの安全を最優先し、関係機関との連携を図り丁寧に支援します。
- ②DV被害者とその子どもの話を傾聴し共感するよう支援します。
- ③DV被害者とその子どもをエンパワメントするよう支援します。
- ④DV被害者とその子どもがよりよい自己選択ができるよう、丁寧な情報提供と助言を行います。
- ⑤DV被害者が安心できる暖かい相談環境を提供するよう配慮します。
- ⑥DV被害者のペースに合わせて寄り添った支援を行います。
- ⑦DVについての正しい理解が促進できるよう支援します。
- ⑧安全に配慮しながらDV被害者とその子どものプライバシーの保護に最大限努めます。
- ⑨関係機関と連携しDVや非暴力についての啓発活動を行います。
- ⑩機関誌の発行等を通じてDVについての情報を発信します。
- ⑪相談員は常に実践を振り返り、さらにSVや研修を通して知識及び支援の質の向上に努めます。

6. 重点計画事項

- ①センターの耐震工事に伴い、時期は未定であるが、半年間移転が必要となる予定である。移転に向けての準備を京都市と相談しながら行い、相談者に不安を与えないように、必要に応じて、相談者や関係機関への周知を行う。
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）の一部を改正する法律が、令和5年5月12日に成立し、同年5月19日に公布、令和6年4月1日から施行される。保護命令の要件に精神的暴力が加わり、接近禁止命令等の期間が6ヶ月から1年に延びる等、申立てを希望する相談者が増加することが考えられる。また、関係機関等から構成される協議会が法定化し、開催方法等について調整していくこととなる。DV防止法の改正内容について、スタッフ会議等で相談員間での確認を行い、また、必要に応じて、京都地方裁判所や京都府警、弁護士等に問い合わせをし、相談者や関係機関に情報提供を行う。
- ③困難な問題を抱える女性支援法（以下女性新法）が成立し、令和6年4月から施行される。京都市では、女性相談支援センターの設置が検討されており、野菊荘での業務受託の打診があった。業務受託した場合には、幅広く女性の相談支援を行うことになり、女性新法に基づき、相談支援の対象や方法等について京都市と協議しながら対応していく。
- ④共同親権が、法制審議会において令和6年2月15日の総会で要綱が決定し、今後議論されることとなる。共同親権の動向を確認し、また弁護士等から情報を得て、相談者に必要な情報提供、助言を行っていく。
- ④DV防止法の改正、女性新法の施行により、今まで以上に警察署や京都府家庭支援総合センター、児童相談所、子どもはぐくみ室などの関係機関との連携を強化し、また、女性新法での対応においては新たな連携機関について模索する。
- ⑤相談員間での情報共有、コミュニケーションを図り、相談員個人が抱え込み、精神的負担にならないように、経験年数の長短にかかわらず、センターとして安定したよりよい支援が行えるようにする。

7. 中長期事業計画

全国のDVセンターにおける令和4年度のDV相談件数（来所、電話、その他の相談総件数）は、122,211件、全国の警察署への相談・対応件数は令和4年84,496件であった。全国のDVセンター設置総数は、令和3年3月現在309か所となっている。（令和5年11月29日 内閣府男女共同参画局の報告より）当センターの令和4年度の相談件数は、6,074件となっている。全国のDVセンター、当センター共に、前年度よりも減少はしているものの、高止まりの状況となっている。

内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査報告書」（3年に一度実施）によると、

配偶者からの被害経験の有無について、女性の約4人に一人は配偶者からの被害を受けたことが有り、約10人に1人は何度も受けていると回答し、配偶者からの被害を受けた女性の約4割がどこにも相談していないと回答している。交際相手からの暴力被害については、女性の6人に一人が被害を受け、同居経験がある女性の約4割が同居中に被害を受けたことがあると回答している。

令和元年に京都市で実施した「男女共同参画に関するアンケート」のDVについての設問において、配偶者からの被害経験の有無については23.7%（男性15.6%、女性29.7%）が有ると回答している。また、DVの相談窓口やDVの施策を知っているかの質問については、相談窓口について、知っているものはないとの回答が36.7%となっており、施策については、39.6%が知っているものがないとの回答であった。

京都市において、令和3年度に「第5次京都市男女共同参画計画」が策定され、基本目標、施策の方針としてDV対策の強化とあらゆる暴力の根絶があげられた。また、令和7年度までの目標数値としては、DV相談窓口の認知度を70%にし、センターの相談支援終了時における課題解決の割合を70%にすることとなっている。センターでは、引き続き、策定された計画に基づき、相談支援にあたる。

DV被害者は様々な理由から支援を求めることをためらう傾向があるが、DVの深刻化を防ぐため、早期に相談に応じ、被害者の状況に応じた情報提供が円滑に行われるよう、センターが京都市におけるDV対策の中核施設としての役割を果たしていく必要がある。また、DV被害件数増加により、国家対策としてもより一層のDV対策が求められている。

今後も国の動き及び法案の変更、各種団体等の活動内容に目を向けながらその動向をつかみ、社会ニーズと制度に則った支援のあり方を模索していく必要がある。

8. 運営費（詳細は予算書に記入）

DVセンターは、社会福祉法人宏量福祉会野菊荘が受託運営し、社会福祉法人宏量福祉会の地域公益事業として経理事務を行い、京都市文化市民局男女参画推進課に適宜報告を行っていく。

9. 事業計画

①委託業務内容

- 1) 被害者の考えを尊重し、問題解決に向けての支援。
- 2) 相談（電話相談、面接相談）、相談機関の紹介。
- 3) カウンセリング、心理的サポート等の実施。
- 4) 緊急時の安全確保。
- 5) 自立促進のための就業、住宅、法的支援（弁護士相談等）、援護等に関する制度の利用についての情報提供、関係機関との連携、関係機関への同行・訪問。
- 6) 保護命令の制度利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡調整。
- 7) 保護機関についての情報提供と機関との連絡調整。
- 8) 緊急ホットラインの設置。
- 9) 安心して集え、自立をサポートできるような「居場所（通称すみれの会）」を設け、セルフケアや勉強会などの開催。
- 10) 各関係機関との連携。ケース検討会への参加。
- 11) 施設管理。
- 12) 清掃、環境整備。
- 13) 来所者、施設の保安。
- 14) 職員の研修や被害者支援のための必要資料の整備、関係機関への説明・広報補助作業。
- 15) 相談件数の統計。
- 16) 保護命令に伴う裁判所からの書面請求への対応。支援措置やその他証明書発行への対応。
- 17) センター会議の開催、運営。

- 18) 関係機関に対しての研修、意見交換の場の提供。
- 19) 児童虐待対応の連携強化のため、各区役所・支所への「相談者一覧表」による情報提供。
- 20) DVの発見者による通報などの対応。

②相談支援業務

- 1) 対象—基本的に、京都市内に居住、もしくは今後京都市内に居住する予定の被害者。
- 2) 開所日—祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から土曜日。
- 3) 開所時間—午前9時から午後5時45分。
(相談受付時間) 月～土 9:00～17:15
(緊急ホットライン対応) 上記相談受付時間外及び閉所日。
- 4) 相談支援形態—電話相談、来所相談、訪問相談、カンファレンス、同行支援、代行支援。
- 5) 支援方法—自立支援計画に基づいた支援の実施。

③職員の資質向上

- 1) 最低1人年1回以上、外部研修へ積極的に参加する。
- 2) スーパーバイザーによるスーパービジョンを年に数回実施し、支援スキルの向上を図る。
- 3) 自主研修を行い支援スキルの向上を図る。

④関係機関との連携

- 1) 京都府家庭支援総合センターとの連絡会を年1回程度実施し、連携を図る。
- 2) 京都市男女共同参画推進協会との連絡会を年1回程度実施し、連携を図る。
- 3) 京都府警本部、京都府下警察署との連絡会を年1回程度実施し、連携を図る。
- 4) 市民共同法律事務所との連絡会を年1回程度実施し、連携を図る。
- 5) 京都市児童相談所、各区役所・支所の子どもはぐくみ室の職員対象に、DVセンターの見学会・研修会を年1回程度実施し、DVやDVセンターの機能を周知し、連携を図る。
- 6) その他必要に応じて、関係機関との連絡会を実施し、連携を図る。
- 7) 各区役所・支所の子どもはぐくみ室に、センターで面接相談し情報提供の同意を得たケースのうち子どもがいる世帯に係る情報を月1回「相談者一覧表」として送付し、情報共有する。

⑤センターの体制

(京都市共生社会推進室男女共同参画推進担当) センター長 京都市男女共同参画推進担当課長
(以下野菊荘職員) 業務責任者 芹澤 出
相談員 常勤6名、非常勤2名
心理カウンセラー 非常勤、他
(その他) 弁護士相談 市民共同法律事務所、他

⑥センター通信の発行

年1回、6月に通信を発行し、京都市内各区役所・支所、京都市内関係機関等に配布し、京都市情報館より閲覧できるようにする。

2024年度 野菊荘年間行事予定

月日	施設行事	対象	地域合同行事	対象
4月				
1日(土)	野菊会便り発行			
8日(月)			(中)始業式	中学生
9日(火)			(中)入学式	中1
10日(水)			(小)入学式・始業式	小学生
13日(土)	親子遠足	全員		
20日(土)			おかわり食堂	小学生
	居室点検	全員		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
5月				
12日(日)	母の日			
18日(土)			おかわり食堂	小学生
25日(土)			(小)休日授業参観	小学生
	育事協フットサル大会	小3～6		
	小学生ハイキング	小学生		
	子育てサロン	希望者		
	4・5月誕生日会	小中高生		
	居室点検	全員		
6月				
1日(土)			(中)土曜参観	中学生
11日～13日			(中)修学旅行	中3
15日(土)			おかわり食堂	小学生
	野菊会	退所者		
	育事協卓球大会	小中高生		
	定期健康診断	全員		
	京母協レクリエーション	希望者		
	害虫駆除	全員		
	居室点検	全員		
	コットン教室	希望者		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
7月				
20日(土)			おかわり食堂	小学生
			(中)夏季休業開始	中学生
22日(月)			(小)終業式	小学生
27日～28日	海水浴			
	母親自治会	母親		
	6・7月誕生日会	小中高生		
	居室点検	全員		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
8月				
1日～2日	低学年キャンプ	小1～3		
8日～9日	高学年キャンプ	小4以上		
11日～18日	休日体制	職員		
25日(日)			(中)夏季休業終了	中学生
26日(月)			(小)始業式	小学生
	居室点検	全員	町内地蔵盆	希望者
	学童コットン教室	希望者	おかわり食堂	小学生
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
9月				
2日～4日			花背山の家	小5
21日(土)			おかわり食堂	小学生
	8・9月誕生日会	小中高生		
	子育てサロン	希望者		
	居室点検	全員		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		

月日	施設行事	対象	地域合同行事	対象
10月				
1日(火)	野菊会便り発行			
3日(木)			(中)合唱コンクール	中学生
4日(金)			(中)文化祭	中学生
5日(土)			(小)運動会	小学生
10日(木)			(中)体育大会	中学生
19日(土)			おかわり食堂	小学生
31日～ 11月1日			(小)修学旅行	小6
	ボランティア慰労会			
	のぎくのつどい	退所者		
	母親自治会	全員		
	居室点検	全員	山王神社祭礼	
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
11月				
16日(土)			おかわり食堂	小学生
	七五三参拝行事	希望者		
	10・11月誕生日会	小中高生		
	居室点検	全員		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
12月				
21日(土)			おかわり食堂	小学生
24日(火)			(小)終業式	小学生
25日(水)			(中)冬季休業開始	中学生
29～1月5日	年末年始休日体制			
	クリスマス会	全員	少補もちつき	希望者
	居室点検	全員		
	コットン教室	希望者		
	子育てサロン	希望者		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
1月				
6日(月)			(中)冬季休業終了	中学生
8日(水)			(小)始業式	小学生
18日(土)			おかわり食堂	小学生
	12・1月誕生日会	小中高生		
	居室点検	全員		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
2月				
15日(土)			おかわり食堂	小学生
	定期健康診断	全員		
	京母協レクリエーション	希望者		
	子ども野菊会	退所児		
	育事協文化の集い	学童		
	居室点検	全員		
	コットン教室	希望者		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
3月				
14日(金)			(中)卒業式	中3
19日(水)			(中)修了式	中学生
21日(金)			(小)卒業式	小6
24日(月)			(小)修了式	小学生
	愛のパレード	希望者		
	卒業パーティー	卒業生		
	さいもんめ1回生企画	新1年以上		
	2・3月誕生日会	小中高生		
	母親自治会	母親		
	子ども自治会	小学生		
	居室点検	全員		
	子育てサロン	希望者		
	3歳～5歳リフレッシュ保育	希望者		
	就労リフレッシュ保育	希望者		
	バスタイム保育	希望者		
時期未定				
	中高生レクリエーション	中高生		

＊年間行事予定はコロナの影響で変更する場合があります。
 ＊毎月2回火曜日(19時半～)に生花教室を開いています。
 ＊毎月2回茶道教室を開いています。
 ○日程は予定のため、変更する場合があります。
 事前に掲示、プリントにてお知らせしますのでご確認ください。

2024年度事業計画

社会福祉法人 宏量福祉会
山ノ内児童館
常磐野児童館

はじめに

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)において、都道府県が条例で定めることとされている児童福祉施設の運営に関する基準のうち、「児童の安全確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。

上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正する省令」において、放課後児童健全育成事業及び児童館については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務付けられ、令和6年4月1日から義務化されることとなる。そのため、安全計画・BCP事業継続計画を策定し、実際に児童への支援を行う職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的の実施し利用者への安全確保に努める。

令和5年度に設置されたこども家庭庁の常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に捉える。こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残されず、健やかな成長を社会全体で後押しする。こうした「こどもまんなか社会」が実現できる児童館として事業を実施する。

重点計画事項

- ・地域の皆様が利用しやすい『安心・安全な児童館』を目指し継続して施設整備を行う。
- ・子どもや子育て家庭に対して『切れ目のない支援』を行えるように、中長期的視点から事業計画を策定する。

1. 基本理念

『 つどう つながる ささえあう 』

法人の定款および京都市児童館活動指針（京都市策定）に基づいて、「子ども」「家庭」「地域」を事業の柱とし、地域における児童の健全育成と子育て支援の拠点としての役割を担っていく。

2. 事業計画

① サービスの質の確保と向上

定期的に第三者評価を受診することにより、評価結果をもとに職員間での事業の見直しや評価が行えるようにし、利用者へのサービスの質の確保と向上に努めるとともに、次期の指定管理の選考に向けての準備を行う。

② 要望等解決委員会の設置

利用者からの意見・苦情等には適切に対応する。また、必要に応じて、利用者の声が見える形で運営や取組み等に反映し、信頼を高め、誠実に責務を果たすために設置する。

③ 安全管理・コンプライアンスについて

子どもや保護者をはじめとする地域の人々への安心・安全に配慮した業務を心がけ、ヒヤリハット事例を基に検証を行い、職員間での共有、防止対策の検討を図る。また、人権への配慮、プライバシーの保護等の法律を遵守し、コンプライアンスの向上に取り組み、社会性・公共性の高い運営を目指す。

④ 地域との連携

学校、家庭、児童館の連携を軸とし、児童館地域運営協力会を通じて、地域の各種団体や関係機関とのつながりを強固なものとし、併せて学区内の子ども・子育てに関連する施設との連携を図り、有機的なネットワークを構築するなど基幹ステーションとしての役割を果たす。

⑤ 広報の活用

児童館だより・学童クラブだより・乳幼児クラブだよりを毎月発行。地域の関係機関や関係団体への配布を行い、子どもや子育てに関する情報発信に努める。また、広範囲への広報手段として、昨年度リニューアルしたホームページを活用し、児童館の理念や取り組みの紹介等を掲載し、新しい利用者の開拓につなげる。

⑥ 同法人施設との交流事業

同法人運営の施設間での交流行事も定着し、地域を越えた子どもたちのふれあいの機会となっている。今後は、行事の企画・運営等に子ども自らがアイデアを出し合えるような取り組みを実施していきたい。

⑦ 研修による職員の資質の向上

外部研修として、京都市児童館・学童保育所職員研修実施要領の基づいた「行政研修」に計画的に職員を派遣する。内部研修として、児童館単位でコンプライアンス研修を行い、職員が専門職としての知識、技能、職務に対する意識を高める。また、児童館職員交換研修では、双方の職員が資質向上に努め、質の高いサービスを利用者に提供できるように積極的な交流を図っていきたい。

⑧ ボランティア受入れ

児童館の取り組みで受け入れるボランティアに対しては、これまでの受け入れマニュアルに感染症対策について加えるなどして見直す。また、近隣の大学とも連携も図り、昨年度、十分な受け入れができなかった子どもの学習支援ボランティアの受け入れも行っていく。

⑨ 非常災害対策計画の見直し

利用者の安全確保をするため、水害・土砂災害を含む各種災害に備え、既存マニュアル等を見直しを図るなど十分な対策を講じる。また、災害時に備えた避難訓練等を積極的に行う。

京都市山ノ内児童館

1. 基本理念・基本方針・支援方法

○基本理念

『 つどう つながる ささえあう 』

○基本方針

- ・子どもたちがじぶんでかんがえ、行動できるよう支援します。
- ・子育ての楽しさをともにかんじ、よろこびあえる居場所をつくれます。
- ・地域と連携し共生のまちづくりをめざします。

○支援方法

- ・あそびを通じて子どもの自主性や社会性を身に付けられるよう援助します。
- ・子どもの成長・発達に応じた環境を整えます。
- ・話しやすい雰囲気作りを心がけます。
- ・子育てに関する情報を集め提供します。

2. 重点計画事項

- ① 環境を整えるための施設整備を引き続き進める。
- ② 2021年度より実施の野菊荘・こもれびとの「小学生のおかわり食堂」を充実させる。
- ③ 2024年度、京都市児童館指定管理者指定申請にむけての準備を進める。

3. 主な年間事業計画

実施月	児童館事業	学童クラブ事業
4月	・マタニティー・赤ちゃんタイム ・ひよこクラブ ・うさぎクラブ ・うきうき広場・ファミリータイム開始 ・親子リトミック教室開始 ・手話サークル・教室開始 ・ママズ ベル開始 ・毎月の取組開始 ・季節の取り組み開始・エコ活動開始 ・小学生のおかわり食堂（毎月） ・避難訓練 ・消火訓練（毎月）	・春のお楽しみ会 ・菜園作り準備 ・第1回保護者懇談会 ・山ノ内小学校教員との懇談会 ・誕生祝い（毎月末） ・学童クラブセーフティ（毎月） ・エコ活動（毎月）
5月	・右京ブロック児童館まつり2024 ・介助者懇談会 ・第1回運営協力会会議 ・卓球サークル開始 ・卓球広場開始	・右京ブロック児童館まつり2024 ・右京ブロック児童館まつり2024ステージ発表 ・壁面制作 ・菜園苗植え ・避難訓練
6月	・こうさくクラブ開始 ・ダンスクラブ開始 ・避難訓練 ・右京ブロックあそびの交流会	・右京ブロックあそびの交流会 ・工作 ・菜園苗植え
7月	・小学生のだがしや ・介助者懇談会	・昼食提供 ・七夕短冊作り ・工作 ・菜園世話、収穫 ・第2回保護者懇談会 ・山ノ内小学校教員との懇談会 ・避難訓練

8月	・第2回運営協力会会議 ・避難訓練	・館外活動 ・けん玉検定 ・昼食提供 ・工作 ・菜園世話、収穫
9月	・保健師さんとの交流 ・防災講座(京都先端科学大学との連携) ・介助者懇談会	・壁面制作 ・菜園世話 ・避難訓練
10月	・山ノ内児童館 40周年記念事業 ・右京区民ふれあい文化フェスティバル ・山ノ内ふれあいまつり ・避難訓練	・山ノ内児童館 40周年記念事業 ・ハロウィンおたのしみ会 ・菜園世話
11月	・介助者懇談会	・菜園世話、収穫 ・壁面制作 ・親子で伝統工芸体験 ・第3回保護者懇談会（個人懇談会） ・避難訓練
12月	・ピアノコンサート ・避難訓練 ・第3回運営協力会会議	・冬のおたのしみ会 ・昼食提供 ・花壇作り（球根植え） ・大掃除
1月	・乳幼児家庭 救急法	・新春の集い ・けん玉検定 ・昼食提供 ・壁面制作 ・避難訓練
2月	・小学生のだがし屋さん ・避難訓練	・常磐野児童館とのあそび交流 ・節分あそび
3月	・右京ブロックスポーツ交流会 ・介助者懇談会 ・第4回運営協力会会議	・右京ブロックスポーツ交流会 ・ひなまつりあそび ・終了式 ・昼食提供 ・花壇作り ・壁面制作 ・第4回保護者懇談会 ・学童クラブ新規登録家庭説明会 ・避難訓練

乳幼児対象

マタニティー・赤ちゃんタイム（プレパパ・プレママ・0歳：月）
 ひよこクラブ（1歳：金）・うさぎクラブ（2歳～：火）・うきうき広場（水・木）
 ファミリータイム（0～就学前児：土）
 親子リトミック教室（月1回）・保健師さんとの交流（年1回）・季節の取り組み

小学生対象 ダンスクラブ（月2回 土）・卓球広場（金）・こうさくクラブ（月1回 土）ひだまりクラブ（月1回 土）

中高生対象 ワライバ（児童館6回・四条中学校6回）

子育てグループの活動 手話サークル（第2・3土）・ママ'ズ ベル（毎月最終土）
卓球サークル（木）

その他の取り組み エコ活動（リサイクル）・法人施設交流行事（・中高生と赤ちゃんとの交流事業
基幹ステーション事業・子育て支援ステーション事業・右京ブロック児童館まつり（5月）
・右京ブロック交流行事（6月・3月）・サンサにここ広場（11月）
イオン子育てほっと広場（年2回）・おやこ井戸端広場（年4回）
障害のある児童の自由来館居場所づくり・介助者懇談会
児童館運営協力会・避難訓練・消火訓練（毎月）

学童クラブ お楽しみ会・集団活動・昼食提供・誕生祝い・菜園作り・壁面作り・館外活動
エコ活動・学童セーフティ・避難訓練（年6回）・終了式・季節の行事
親子交流行事・学童クラブ保護者会・保護者懇談会・個人懇談会・関係機関との連携

◆ 「児童館だより」「わくわく通信」「どろんこ」毎月発行

京都市常磐野児童館

1 基本理念・基本方針・支援方法

○基本理念

『 つどう つながる ささえあう 』

○基本方針

- ・自分で考え、行動できるこどもたちを育みます。
- ・親同士が共感し合い、親子の絆を深める場所をつくります。
- ・地域の皆さんとつながり合い、安心・安全のまちづくりを目指します。

○支援方法

- ・子どもたちにあそびの楽しさやおもしろさを伝え、仲間づくりを手助けします。
- ・生活やあそびを通して、子どもたちの自立する心を育てます。
- ・地域に向けて子育て情報を発信します。
- ・誰もが気軽に足を運べる雰囲気づくりに努めます。
- ・地域の全ての人たちが集える場を提供します。

2 重点計画事項

- ① 昨年度作成した安全計画に基づき、トイレ床面ワックスがけや、館庭の樹木の剪定などを業者委託で実施、育成室の学童用ロッカーの修繕を予定している。
- ② 今年度は、学童クラブ登録児童が100名を超えることから、適正な職員配置を行い、放課後の子どもたちの生活の場として、家庭的な温かい雰囲気を大切に、すこやかな育ちを支援する。
- ③ 常磐野小学校と連携し、不登校の子どもたちの居場所として、午前中の児童館活用を始める。
- ④ 次年度の指定管理者選定に備え、第三者評価を受診する。

3 中長期的な事業計画

- ① 乳幼児の父親の子育て参加の促進と交流
- ② 法人施設との連携による、福祉的課題を持つ家庭への支援
- ③ 学童クラブへの障害のある児童の積極的な受入れと修了後のフォローアップの充実

4 主な年間事業計画

実施月	児童館事業	学童クラブ事業
4月	りす・ひよこ・くま各クラブ開始 工作実験クラブ開始 はんどめいどクラブ開始 ドッチボールクラブ開始 毎月の取組開始 ・手作り工作	・入館式 ・新1年生歓迎会 ・3年生リーダー会議 ・避難訓練
5月	・右京ブロック児童館まつり2024 ・常磐野版くるくるリサイクル	・ブロック児童館まつりステージ発表 ・みんなあそびデー ・第1回学童クラブ保護者懇談会
6月	・手作り工作 ・常磐野カップ・マンカラ大会 ・右京ブロックあそびの交流大会	・保護者会バーベキュー交流会 ・みんなあそびデー ・3年生リーダー会議
7月	・子育て講座「ベビーマッサージ」 ・水あそびday（乳幼児対象） ・納涼まつりスタッフミーティング開始	・第2回学童クラブ保護者懇談会 ・右京ブロックあそびの交流大会 ・3年生リーダー会議、班会議
8月	・手作り工作 ・館外活動 施設見学 ・水あそびday（乳幼児対象） ・常磐野カップ・オセロ将棋大会 ・常磐野児童館納涼まつり ・納涼まつりスタッフお疲れさん会	・館外活動 映画鑑賞 ・館外活動 施設見学 ・館外活動 観劇 ・児童館納涼まつりステージ発表 ・けん玉検定 ・おみせやさん（3年生企画）
9月	・手作り工作 ・常磐野版くるくるリサイクル	・手仕事 絞り染め ・第3回学童クラブ保護者懇談会
10月	・常磐野カップ卓球大会 ・乳幼児クラブ合同遠足（梅小路公園） ・子育て講座「ベビーマッサージ」	・班替え、リーダー会議 ・学校担任との懇談（前期を終えて） ・避難訓練
11月	・子育て講座「本とお話の講座」 ・手作り工作 ・サンタクラブミーティング開始 ・お茶の会	・みんなあそびデー ・常磐野福祉まつりステージ発表 ・リーダー、副リーダー会議 ・班会議（クリスマス会にむけて） ・第4回学童クラブ保護者懇談会
12月	・子育て講座「アロマテラピー」 ・クリスマス会	・クリスマス会出し物発表 ・大掃除

1月	・手作り工作 ・サンタクラブスお疲れさん会 ・常磐野カップ・オセロ将棋大会	・保護者会もちつき大会 ・みんなあそびデー ・「親子でエコ講座」 (西部まち美化事務所共催)
2月	・防災訓練 (常磐野消防分団共催) ・手作り工作 ・山ノ内児童館とのあそびの交流会	・防災訓練 (常磐野消防分団共催) ・3年生造形制作 ・3年生ハイキング ・みんなあそびデー
3月	・常磐野カップ・マンカラ大会 ・小学生認知症サポート講座 (高齢サポート・常磐野共催) ・右京ブロックドッジボール交流会	・みんなあそびデー ・3年生会議 ・第5回学童クラブ保護者懇談会 ・新入館オリエンテーション ・修了式

〈児童館事業〉

乳幼児対象	りすクラブ (生後8か月まで：火) ひよこクラブ (1歳まで：火) くまクラブ (1歳以上：金) あそびの広場 (月、水、木) 子育て講座 (年6回) パパもおいでよ！あそびの広場 (月2回、土) クラブ合同親子遠足 (春、秋) クラブ合同運動会 (10月) 常磐野版くるくるリサイクル (年2回) 水あそびday (夏季3回) 保健師さんとおはなしday (不定期)
小学生対象	おはなし広場 (月1回、月) オセロ・将棋道場 (月1回、水) トランポリンの日 (月2回) 手づくり工作 (年6回) みんなあつまれあそびの日 (月1回、土) プラレールとカプラブロックを交互に実施) 工作・実験クラブ (小3以上：火) はんどめいどクラブ (小3以上：木) ドッチボールクラブ (小3以上：月2回、土) 館外活動 (夏季2回) 納涼まつり (8月) クリスマス会 (12月) 納涼まつり子どもスタッフ (夏休み) サンタクラブ (12月)
その他の取り組み	障害のある児童の自由来館居場所づくり (通年) エコ活動 (月1回) 中高生アフター5は卓球タイム (随時) 法人施設交流行事 (年2回) 常磐野小学校放課後まなび教室よりの児童館直接利用 (週3回) 右京ブロック児童館まつり (5月) 右京ブロック交流行事 (6月、3月) 京都やんちゃフェスタ (今年度中止) 右京ふれあいフェスティバル (10月) サンサにここに広場 (11月) イオン子育てほっと広場 (年3回) 保健センターおやこ井戸端広場への職員派遣 (年4回) 常磐野小学校「ネイチャーランド」の活用・地域交流事業

〈学童クラブ事業〉

火災避難訓練・防災教室（年1回） 菜園（通年） 入館式（4月） 新1年生歓迎会（4月）
親子あそび交流会（6月） 七夕飾り（7月） 昼食作り（夏休み2回）
館外活動（夏休み3回） 手仕事（8月） けん玉検定（9月） お茶の会（11月）
もちつき大会（1月） 3年生造形制作（2月） 3年生合宿（2月） 修了式（3月）
蜂ヶ岡地域の集いステージ発表（隔年10月） 常磐野福祉まつりステージ発表（11月）

学童クラブ保護者懇談会（全体4回, 個別1回 計5回） 個人懇談会（随時） 保護者会総会（年2回）
常磐野児童館運営協力会総会及び情報交換会（年5回）
地域子育て支援ステーション常磐野学区ネットワーク会議（年5回）及び研修会（年2回）
常磐野小学校学校運営協議会理事会（年3回）
常磐野小学校放課後まなび教室実行委員会（年2回）
常磐野小学校学校体育施設開放事業運営委員会（年4回）

◆ 広報紙の発行（毎月）

「ときわのじどうかんニュース」（全校配付・町内回覧）「このゆびと一まれ」（学童クラブ保護者向け）

「りす・ひよこだより」（乳児クラブ保護者向け）「くまだより」（幼児クラブ保護者向け）

1. はじめに

ひだまり・ホット・みやこは、乳幼児を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業」として設置されている。

ひだまり・ホット・みやこは、平成23年3月15日から業務受託し開所した。また、平成28年度からは、充実事業（出張ひろば、地域支援事業）を受託していった。2024（R6）年度からは重層的支援体制整備事業実施要項に基づき、**地域支援業務が全施設必修の取り組みに変更された。**

地域支援業務

- ・高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- ・地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- ・地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- ・本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

本事業の実施に当たっては、子どもはぐくみ室や地域の自治体、地域の幼稚園、保育園、児童館、地域子育て支援ステーション等との連携のもと、地域のニーズに応じた子育て支援が展開できることを目指す。

2. 使命

「ひだまり・ホット・みやこ」は、子どもはぐくみ室や地域自治体、地域の幼稚園、保育園、児童館、地域子育て支援ステーション等と連携・協力し、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などができる身近な地域の子育て支援拠点として機能すると共に、地域支援の拠点としても機能することを使命と考える。

3. 基本理念

子育て親子の孤立化を防ぎ、地域で親子が安心して暮らせるように手助けします

4. 基本方針

- ①子育て中の親の負担感の緩和を図ります。
- ②安心して子育てができる環境を整備します。
- ③地域や関係機関との連携・協働の中で子育て支援機能の充実を図ります。
- ④子育て不安の解消を手助けします。

5. 支援方法

- ①親子同士の交流を促進します。
- ②話しやすい雰囲気作りを心がけます。
- ③子どもの成長・発達に応じた環境の整備をします。
- ④地域の子育て情報を提供します。
- ⑤遊びを通して、親と子の触れ合う時間を作ります。
- ⑥同じ年齢、異年齢の子ども同士の関わりの援助をします。
- ⑦親に寄り添い一緒に子どもの成長を見守ります。
- ⑧地域や関係機関と連携・協働します。

5. 重点計画事項

- ・地域の子育てサロンや地域子育てステーション事業などの地域活動に積極的に参加し、当施設の周知を図り、地域のニーズを把握する。
- ・孤立した親子や地域の親子の困りごとを把握し、地域で安心して生活できるように、子どもはぐくみ室や地域の幼稚園、保育園、児童館、地域の民生児童委員などと連携を強化する。
- ・令和6年度より、全てのつどいの広場が充実事業（地域支援業務）を実施することになり、事業内容が緩和される。当施設においては、引き続き児童館との交流や地域の子育てサロンなどの地域の催しに、積極的に参加し、今の事業内容を継続していく。
- ・建物耐震工事予定のため、半年間山ノ内自治会館を借りて事業を実施する予定となっている。移転期間中も親と子どもの育ちに寄りそう支援、事業をできる限り継続していく。
- ・感染症予防対策として、換気や消毒、スタッフの体調管理を徹底し、利用者が安全に安心して利用できるよう努める。また、京都市の通達があれば、それに準じて対応していく。

6. 中長期事業計画

地域自治体や関係機関と連携を図り、地域のニーズを把握し、京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実施要項に基づき、子育て中の親が気軽に集い、交流を図るとともに育児相談を行える身近な場として、ニーズに応じた子育て支援を展開する必要がある。

7. 運営費の確保（詳細は予算書に記入）

京都市からの事業委託料として年額6,944,000円。（ただし、前期と後期の二期に分割される。）
人件費、事業費、備品購入費等にあてる。

8. 事業計画

① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

- 1) 対象—京都市内の地域の子育て親子（主に乳幼児を持つ親とその子）
- 2) 開設日—月、火、木、金、土（休所日 水、日、祝）
- 3) 開設時間—午前10時から午後4時
- 4) 地域の子育て親子の交流を促進するための事業を週3回以上実施
内容としては、親子リズム、工作、歌、体操、絵本の読み聞かせ、手遊び、公園遊び等
同年齢児の親子だけの交流機会も設ける。
その他、月一回のベビーマッサージ、年一回のおでかけ企画を実施する。

② 子育て等に関する相談、援助の実施

保育士を配置し、気軽に相談できるような雰囲気づくりに心がけ、相談に対しての助言、情報提供をしたり、関係機関の紹介を行う。

③ 地域の子育て関連情報の提供

地域の自治体が行う子育てサロンや地域の幼稚園・保育園、右京子どもはぐくみ室、中京子どもはぐくみ室、児童館の広報誌や機関誌などを掲示し、必要に応じて配布する。また、地域の子育てサークルの紹介を行う。

④ 子育て及び子育て支援に関する講習などの実施（月1回以上）

内容としては、子育てについての講習会や少人数で保護者同士が交流できる場、保護者がリフレッシュできる企画としてピラティスや手芸等、また、希望者には身体測定を実施する。

子育てに関する講演会は第一子妊婦さんにも参加を呼び掛け、出産後の利用につながるようにする。

⑤ 地域の子育て力を高める取り組みの実施

- 1) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
子育て支援に興味のある大学生や地域からのボランティアの希望があれば受け入れる。
保育科、福祉科のある大学にボランティア募集の案内を配布し、継続的なボランティアの受け入れ

を行う。

同法人の実習生、ボランティアを受け入れ、地域の子育て支援について学ぶ機会を提供する。

- 2) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組
地域の児童館等と交流する機会を持つ。
- 3) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
月1回、父子で楽しめる企画を提供したり、父親向けの講座を開催する。来所している父親からニーズや困りごとがないかの確認を行う。
父親サークルについては、ニーズを確認し、必要に応じて実施する。
- 4) 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組。
月1回以上、地域の公園に出かける日を設定し、出張相談や情報提供を行う。
地域で実施している子育てサロンなどに参加し、民生児童委員等との連携を図る。
区役所、貸し館などに出向き、出張ひろばを実施する。
- 5) 京都市教育委員会が所管する「子どもを共に育む『親支援』プログラム～ほっこり子育てひろば～」の実施。
ベビーマッサージ後の座談会として実施する。また、「同学年さんあつまれ！」の中で親同士の交流として実施する。

⑥ 充実事業〈地域支援業務〉（⑤の地域の子育て力を高める取り組みと重複するものもある）

- 1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取り組み。
児童館の小学生との交流の機会を持つ。
- 2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取り組み。
地域の子育てサロンやステーション事業に出向き、地域の団体と一緒に親子の育ちを支援する。
- 3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取り組み。
地域の学生等、希望があればボランティアを受け入れる。
- 4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問事業等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取り組み。
出張ひろばを実施する。拠点施設以外の場所で親子の集える場を提供する。その際、実施場所については、子育て親子のニーズや利便性に配慮する。

⑦ スタッフの状況

子育てアドバイザーとして常勤で1名（保育士）、非常勤で4名（保育士）を配属。常時2名以上を配置する。

京都市主催の研修会や、その他の子育て支援に関する研修会に積極的に参加、コンプライアンス会議を法人内で2回、事業所内で2回実施し、資質の向上に努める。

⑧ 機関誌の発行、ホームページによる情報発信

月1回、月末に機関誌を発行し、地域自治体や幼稚園、保育園、児童館、区役所子どもはぐくみ室等に配布、掲示を依頼する。

ホームページにて、「ひだまり・ホット・みやこ」の取り組みや毎月の活動内容について情報発信する。
。（アドレス<http://www.nogiku.gr.jp/hidamarihot/>）